

【別紙12】

○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
15 財務諸表等規則ガイドライン <u>8の6</u> から <u>8の6-2</u> までの取扱いは、規則第15条に規定するリース取引に関する注記について準用する。	15 財務諸表等規則ガイドライン <u>8の6-1-1</u> から <u>8の6-6</u> までの取扱いは、規則第15条に規定するリース取引に関する注記について準用する。
39-1-4 連結財務諸表規則ガイドライン <u>38-1-5</u> の取扱いは、規則第39条第1項第4号の引当金について準用する。	39-1-3 連結財務諸表規則ガイドライン <u>38-1-3</u> の取扱いは、規則第39条第1項第3号に規定する引当金について準用する。